## 36協定集中講座

主催: 渋谷労働基準協会(幹事) (一社) 新宿労働基準協会他

残業時間の上限は、月45時間、かつ、年360時間が原則です。特例による場合でも、できる限りこの水準に近づける努力が求められ、新たな指針に基づく助言・指導が行われます。 労働基準監督署に36協定書を提出するに当たり留意すべき事項を、分かりやすく解説します。

日時 令和8年2月26日(木) 10:00~12:00  場所 渋谷区立商工会館 5階第一会議室 (裏面地図参照) 渋谷区渋谷1-12-5 Tel(3406)7641  ■■主な解説予定テーマ■■ ◆労働時間をどう判断するか〈着替え時間の対応など〉? ◆ガイドラインに基づく労働時間の適正な把握とは〈自己申告制は認められる〉? ◆労働時間の状況把握とは〈管理職も時間管理が必要か〉? ◆法定労働時間と2暦日にわたる労働時間の考え方は? ◆法定休日は特定しておくべきか? ◆在宅勤務の際の労働時間をどうする? ◆副業・兼業における労働時間の取扱いポイントは? ◆36協定の効果は? ◆時間外労働上限規制は? ◆特別条項の留意点とは? ◆36協定届の作り方のポイントとは? ◆36協定の届出単位〈企業単位ではなく事業場単位〉 ◆36協定の本社一括届出とは? ◆過半数代表者の選任方法は? ◆労働時間に関する今後の改正の方向性
場所 渋谷区渋谷1-12-5 Tel(3406)7641  ■ 主な解説予定テーマ ■ ◆ 労働時間をどう判断するか〈着替え時間の対応など〉? ◆ガイドラインに基づく労働時間の適正な把握とは〈自己申告制は認められる〉? ◆労働時間の状況把握とは〈管理職も時間管理が必要か〉? ◆法定労働時間と2暦日にわたる労働時間の考え方は? ◆法定休日は特定しておくべきか? ◆在宅勤務の際の労働時間をどうする? ◆副業・兼業における労働時間の取扱いポイントは? ◆36協定の効果は? ◆時間外労働上限規制は? ◆特別条項の留意点とは? ◆36協定届の作り方のポイントとは? ◆36協定の届出単位〈企業単位ではなく事業場単位〉 ◆36協定の本社一括届出とは? ◆過半数代表者の選任方法は?
<ul> <li>渋谷区渋谷1-12-5 ((3406) 7641)</li> <li>■主な解説予定テーマ■■</li> <li>◆労働時間をどう判断するか〈着替え時間の対応など〉?</li> <li>◆ガイドラインに基づく労働時間の適正な把握とは〈自己申告制は認められる〉?</li> <li>◆労働時間の状況把握とは〈管理職も時間管理が必要か〉?</li> <li>◆法定労働時間と2暦日にわたる労働時間の考え方は?</li> <li>◆法定休日は特定しておくべきか?</li> <li>◆在宅勤務の際の労働時間をどうする?</li> <li>◆副業・兼業における労働時間の取扱いポイントは?</li> <li>◆36協定の効果は?</li> <li>◆時間外労働上限規制は?</li> <li>◆特別条項の留意点とは?</li> <li>◆36協定届の作り方のポイントとは?</li> <li>◆36協定の届出単位〈企業単位ではなく事業場単位〉</li> <li>◆36協定の本社一括届出とは?</li> <li>◆過半数代表者の選任方法は?</li> </ul>
<ul> <li>◆労働時間をどう判断するか〈着替え時間の対応など〉?</li> <li>◆ガイドラインに基づく労働時間の適正な把握とは〈自己申告制は認められる〉?</li> <li>◆労働時間の状況把握とは〈管理職も時間管理が必要か〉?</li> <li>◆法定労働時間と2暦日にわたる労働時間の考え方は?</li> <li>◆法定休日は特定しておくべきか?</li> <li>◆在宅勤務の際の労働時間をどうする?</li> <li>◆副業・兼業における労働時間の取扱いポイントは?</li> <li>◆36協定の効果は?</li> <li>◆時間外労働上限規制は?</li> <li>◆特別条項の留意点とは?</li> <li>36協定届の作り方のポイントとは?</li> <li>36協定の届出単位〈企業単位ではなく事業場単位〉</li> <li>36協定の本社一括届出とは?</li> <li>過半数代表者の選任方法は?</li> </ul>
<ul> <li>◆ガイドラインに基づく労働時間の適正な把握とは〈自己申告制は認められる〉?</li> <li>◆労働時間の状況把握とは〈管理職も時間管理が必要か〉?</li> <li>◆法定労働時間と2暦日にわたる労働時間の考え方は?</li> <li>◆法定休日は特定しておくべきか?</li> <li>◆在宅勤務の際の労働時間をどうする?</li> <li>◆副業・兼業における労働時間の取扱いポイントは?</li> <li>内容</li> <li>◆36協定の効果は?</li> <li>◆時間外労働上限規制は?</li> <li>◆特別条項の留意点とは?</li> <li>◆36協定届の作り方のポイントとは?</li> <li>◆36協定の届出単位〈企業単位ではなく事業場単位〉</li> <li>◆36協定の本社一括届出とは?</li> <li>◆過半数代表者の選任方法は?</li> </ul>
<ul> <li>◆労働時間の状況把握とは〈管理職も時間管理が必要か〉?</li> <li>◆法定労働時間と2暦日にわたる労働時間の考え方は?</li> <li>◆法定休日は特定しておくべきか?</li> <li>◆在宅勤務の際の労働時間をどうする?</li> <li>◆副業・兼業における労働時間の取扱いポイントは?</li> <li>→36協定の効果は?</li> <li>◆時間外労働上限規制は?</li> <li>◆特別条項の留意点とは?</li> <li>→36協定届の作り方のポイントとは?</li> <li>→36協定の届出単位〈企業単位ではなく事業場単位〉</li> <li>→36協定の本社一括届出とは?</li> <li>◆過半数代表者の選任方法は?</li> </ul>
<ul> <li>◆法定労働時間と2暦日にわたる労働時間の考え方は?</li> <li>◆法定休日は特定しておくべきか?</li> <li>◆在宅勤務の際の労働時間をどうする?</li> <li>◆副業・兼業における労働時間の取扱いポイントは?</li> <li>内容</li> <li>◆36協定の効果は?</li> <li>◆時間外労働上限規制は?</li> <li>◆特別条項の留意点とは?</li> <li>◆36協定届の作り方のポイントとは?</li> <li>◆36協定の届出単位〈企業単位ではなく事業場単位〉</li> <li>◆36協定の本社一括届出とは?</li> <li>◆過半数代表者の選任方法は?</li> </ul>
<ul> <li>◆法定休日は特定しておくべきか?</li> <li>◆在宅勤務の際の労働時間をどうする?</li> <li>◆副業・兼業における労働時間の取扱いポイントは?</li> <li>◆36協定の効果は?</li> <li>◆時間外労働上限規制は?</li> <li>◆特別条項の留意点とは?</li> <li>◆36協定届の作り方のポイントとは?</li> <li>◆36協定の届出単位〈企業単位ではなく事業場単位〉</li> <li>◆36協定の本社一括届出とは?</li> <li>◆過半数代表者の選任方法は?</li> </ul>
<ul> <li>◆在宅勤務の際の労働時間をどうする?</li> <li>◆副業・兼業における労働時間の取扱いポイントは?</li> <li>内容</li> <li>◆36協定の効果は?</li> <li>◆時間外労働上限規制は?</li> <li>◆特別条項の留意点とは?</li> <li>◆36協定届の作り方のポイントとは?</li> <li>◆36協定の届出単位〈企業単位ではなく事業場単位〉</li> <li>◆36協定の本社一括届出とは?</li> <li>◆過半数代表者の選任方法は?</li> </ul>
<ul> <li>◆副業・兼業における労働時間の取扱いポイントは?</li> <li>内容</li> <li>◆36協定の効果は?</li> <li>◆時間外労働上限規制は?</li> <li>◆特別条項の留意点とは?</li> <li>◆36協定届の作り方のポイントとは?</li> <li>◆36協定の届出単位〈企業単位ではなく事業場単位〉</li> <li>◆36協定の本社一括届出とは?</li> <li>◆過半数代表者の選任方法は?</li> </ul>
内容
<ul> <li>◆時間外労働上限規制は?</li> <li>◆特別条項の留意点とは?</li> <li>◆36協定届の作り方のポイントとは?</li> <li>◆36協定の届出単位〈企業単位ではなく事業場単位〉</li> <li>◆36協定の本社一括届出とは?</li> <li>◆過半数代表者の選任方法は?</li> </ul>
<ul> <li>◆特別条項の留意点とは?</li> <li>◆36協定届の作り方のポイントとは?</li> <li>◆36協定の届出単位〈企業単位ではなく事業場単位〉</li> <li>◆36協定の本社一括届出とは?</li> <li>◆過半数代表者の選任方法は?</li> </ul>
<ul><li>◆36協定届の作り方のポイントとは?</li><li>◆36協定の届出単位〈企業単位ではなく事業場単位〉</li><li>◆36協定の本社一括届出とは?</li><li>◆過半数代表者の選任方法は?</li></ul>
◆36協定の届出単位〈企業単位ではなく事業場単位〉 ◆36協定の本社一括届出とは? ◆過半数代表者の選任方法は?
◆36協定の本社一括届出とは? ◆過半数代表者の選任方法は?
◆過半数代表者の選任方法は?
▲労働時間に関する全後の改正の方向性
▼分類時間に関するう後の成正の分間は
※内容は、状況により一部変更させていただく場合があります。
講師 大橋牧子氏(OURS 小磯社会保険労務士法人 社会保険労務士)
会員 5,500 円 会員以外 7,700 円 消費税込
下記口座に2月19日(木)までに銀行振込にてお願いいたします。
受講料 振込先 三菱 UFJ 銀行大久保支店 普通 3991676 (社)新宿労働基準協会
お申込み後の取り消しは2月19日(木)までにお願いいたします。それ以降の取消しについ
ては受講料を賜りますのでご了承ください。
申込方法 【定員 80名】 東西中海東にデラスのうえ、FAVでも中しされてださい、英謀衆号を付して、FAVにて
裏面申込票にご記入のうえ、FAX でお申し込みください。受講番号を付して、FAX にて返送いたします。
その他

## 36協定集中講座 申込書 兼 受講票

令和8年2月26日(木) 10:00~12:00 開場 13:30

会員非会員の別	〇を付けてください。		
女貝非女貝の別	新宿・渋谷・三田・品川・大田・池袋・会員以外		
事業場名		TEL	
		FAX	
所在地	₹		
連絡担当者	部署 氏名		
受講者	氏名(フリガナ)	受講番号	
受講者	氏名(フリガナ)	受講番号	

## 返送 FAX 番号: 3366-8865 新宿労働基準協会

注:◆当日受付にて受講票を提出してください。

◈個人情報は、本研修のため以外に使用することはありません。

渋谷区立商工会館 5階第一会議室 渋谷区渋谷 1-12-5



